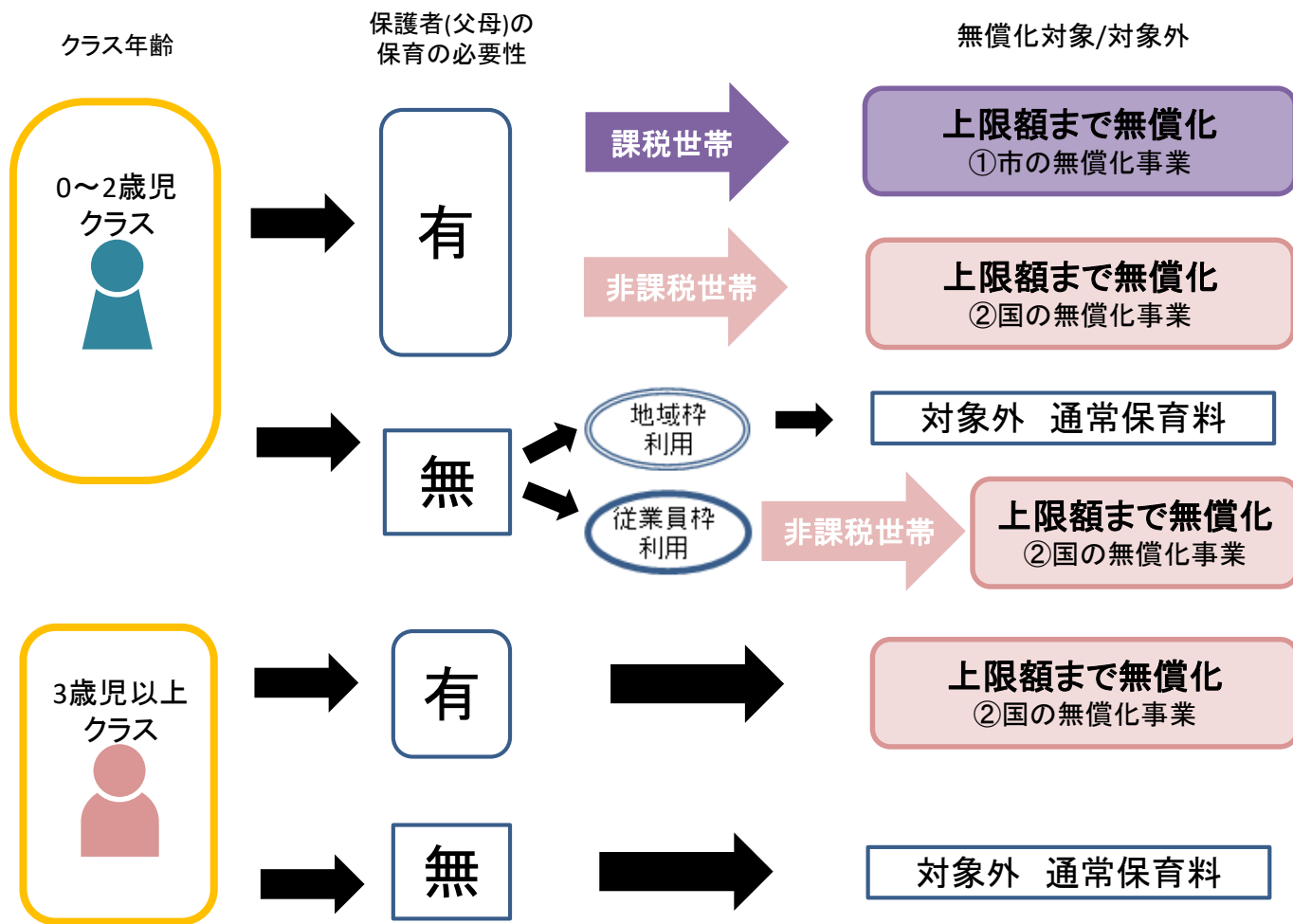


企業主導型保育事業の保育料無償化について

令和8年9月より、全ての階層において保育料が無償となります。

- ・ 鶴岡市に住所を有し、保育の必要性がある方が対象となります。
- ・ 0～2歳児クラスにおいては、課税状況によって申請手続きが異なります。
課税世帯 …裏面①届出保育施設等利用認定申請が必要です。
非課税世帯…裏面②子育てのための施設等利用給付認定申請が必要です。
- ・ 上限額まで無償となります。



● 保育の必要性について ※保育の必要性の確認資料などの詳細は、各認定申請書をご覧ください。

保護者（父母）それぞれ「就労」「就学」「求職」「疾病・障害」「出産」「介護」のいずれかの事由に該当する場合、保育の必要性があると認定されます。

保護者の状況に応じて認定の有効期間が定められており、有効期限がきれてしまうと、無償の対象外となりますので、更新を希望する場合は、必ず期限内に手続きが必要です。

また、有効期限内で、保護者の状況等に変更があった場合（離職、離婚等）、手続きが必要となります。変更があった場合は速やかに、「認定変更申請書」に該当する資料を添付して、利用施設に提出します。なお、保護者の状況が変更となると、認定の有効期限も変更となる場合があります。

無償化事業の手続きや市事業と国事業の違いなど、詳しくは、裏面をご覧ください。

【お問合せ】 鶴岡市健康福祉部子育て推進課 8:30～17:15 ※月～金曜日(祝日除く)

☎(直通)0235-35-1291

①保育料無償化（市事業）と②国の幼児教育・保育の無償化（国事業）の手続き（認定）は異なりますので、ご注意ください。

①届出保育施設等利用認定による保育料無償化（鶴岡市事業）

- 「届出保育施設等利用認定」の申請を行い、認定を受けると、保育料は月額0歳児クラスは37,100円を上限、1・2歳児クラスは37,000円を上限に無償となります。

「届出保育施設等利用認定」の申請について

申請書を利用施設経由で、市子育て推進課へ提出します。

提出（申請）物

1 届出保育施設等利用認定申請書

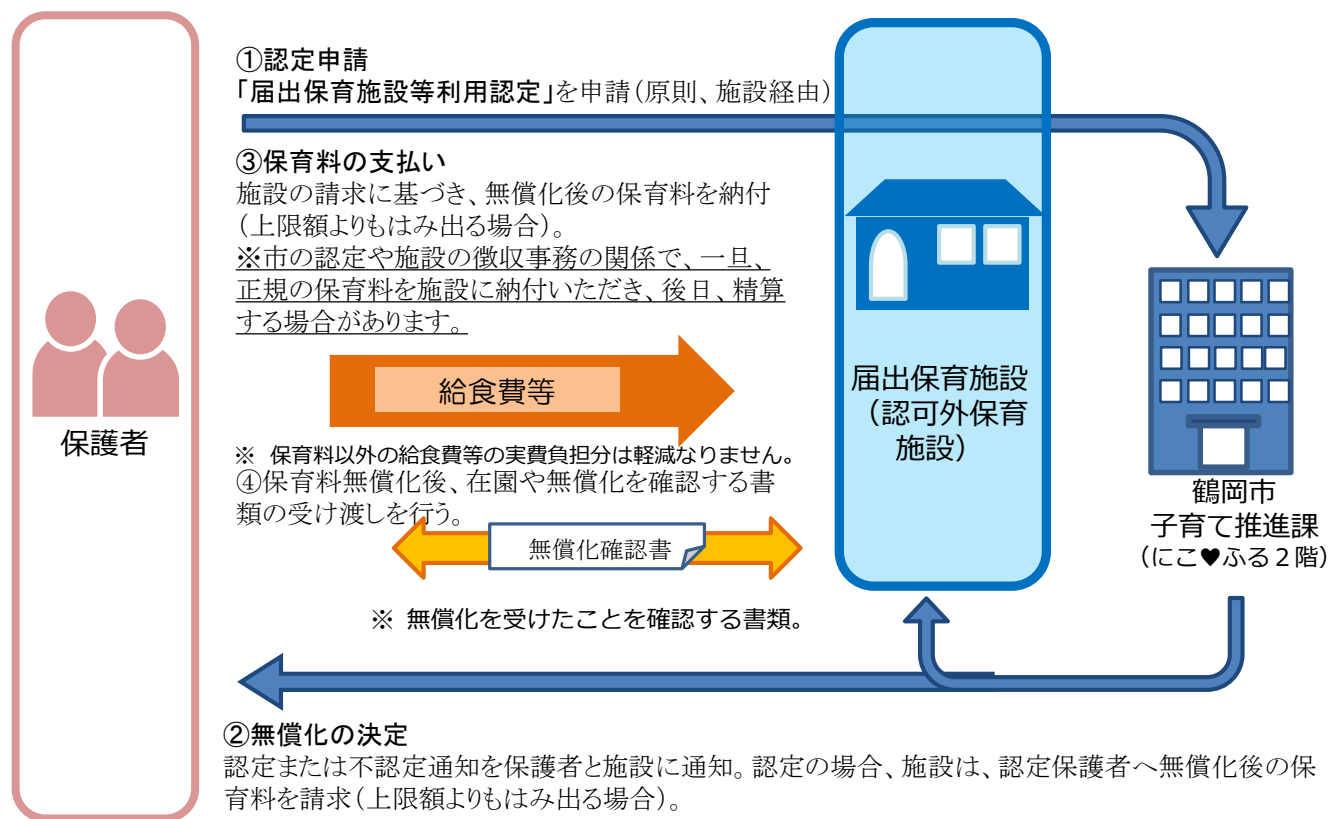
※保護者が令和8年1月1日に鶴岡市以外に住所があった場合は、課税証明書(写)を添付

2 保育の必要性を確認するための添付書類（届出保育施設等利用認定申請書参照）

①従業員枠で施設利用をしている場合は、保育の必要性を確認する資料は添付不要。

※認定申請書に「従業員枠」を記載する箇所があります。申請の記載例を確認ください。

②地域枠で施設利用をしている場合は、保育の必要性を確認する資料の添付が必要。ただし、市による教育・保育給付認定（2号・3号）を受けているが、無償化利用していない場合は、有効期間内の認定証の写を添付（又は認定番号を申請書に記入）し、保育の必要性を確認する資料は添付不要。



②幼児教育・保育の無償化（国事業）

- 従業員枠 市への認定申請手続きは不要です。詳細は、利用施設にお問い合わせください。

■ 地域枠（非課税世帯 ※均等割非該当）

市に「教育・保育給付認定」を申請いただき、認定を受けると保育料が上限額まで無償化となります。申請書は利用施設経由で、市子育て推進課へ提出します。

提出（申請）物

①子どものための教育・保育給付認定申請書

※保護者が令和8年1月1日に鶴岡市以外に住所があった場合は、課税証明書(写)を添付

②保育の必要性を確認するための添付書類